

**大阪産(もん)戦略的輸出促進事業（拡充分）
（国内外競合と差別化できる、付加価値の高い農産品の輸出）
に係る企画提案公募要領**

大阪府では、高付加価値化・国内外の競合との差別化につながる新技術（鮮度保持技術）の導入等により、これまで輸出が考えられなかった農産品の輸出や、輸送距離が遠い国への輸出確立をめざしています。このたび、大阪産(もん)を用いた新技術の適合性検証及び海外嗜好把握を目的として、新技術を用いた農産物の輸送試験及びテストマーケティングを実施します。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「令和7年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

※大阪産(もん)：大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、水産物と、それらを原材料として使用した加工品

1 事業名

大阪産(もん)戦略的輸出促進事業（拡充分）

（国内外競合と差別化できる、付加価値の高い農産品の輸出）

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府は耕地面積及び農業産出額が46位と非常に小規模であり、限られた面積の中で収益性を高めるため、大都市の立地を生かして付加価値の高い品目、鮮度が重視される品目の府内向け出荷を中心に発展してきた。

人口減少・少子高齢社会において、今後は消費量の減少が避けられない状況であり、今後の成長に向け、海外需要を取り込んでいく必要がある。

すでに全国的に農林水産物・食品の海外展開の取組みが推進されている中、大阪農業が新たに海外販路を開拓するためには、国内外の競合商品と差別化可能な品目に絞って取り組むことが重要である。

大阪の特産農産物のうち差別化可能な品目の多くは、「傷みやすく輸送が困難」「輸送距離が長くなるため鮮度を保持できない」等の理由でこれまで輸出が考えられなかったが、近年の冷凍技術等の進歩に伴い、これらの品目についても輸出できる可能性も出てきていることから、高価格販売が期待できるものの輸送距離が長い相手国への高付加価値産品の輸出を促進することで、大阪農業のさらなる成長をめざすため、鮮度保持技術を活用したサプライチェーンの構築を図る。

(2) 事業概要

府内産農産物について、輸出に有望な品目及びターゲット国を選定し、選定品目について、長距

離・長期間輸送の実現に資する新技術（鮮度保持技術）を活用した輸送試験を実施するとともに、選定された品目について、ターゲット国でのテストマーケティングを実施する。

(3) 委託上限額

49,000,000 円（税込）

2 スケジュール（予定）

令和 7 年 3 月 14 日（金）	公募開始
令和 7 年 3 月 27 日（木）	説明会開催
令和 7 年 4 月 3 日（木）	質問受付締切
令和 7 年 4 月 17 日（木）	提案書類提出締切
令和 7 年 5 月上旬頃	選定委員会
令和 7 年 5 月中下旬頃	契約締結
契約締結後	事業開始
令和 8 年 3 月 31 日（火）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申

立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和2年4月1日からこの公示の日までの間に、輸出・海外販路開拓業務（輸出ターゲット国の選定、サンプル輸送、需要調査、テストマーケティング等）について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年3月14日（金）から令和7年4月17日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 受付場所

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課 大阪産推進グループ

住所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 23 階

電話番号：06-6210-9605

ウ 配布方法

電子メール（ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp）での送付のほか、流通対策室ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/moyo/o120110/000005.html>）からダウンロードできます。（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和 7 年 3 月 14 日（金）から令和 7 年 4 月 17 日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

オ 提出方法

書類は郵送（当日必着）または持参にて提出してください。

大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課 大阪産推進グループあて

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16

大阪府咲洲庁舎 23 階

※郵送発送後、必ず電話にて当室（06-6210-9605）あて発送済の連絡をお願いします。

（電話は平日午前 10 時から午後 5 時まで）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 4 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 4 部）

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 4 部）

エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 4 部）

上記（様式 4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本 1 部、副本 4 部）。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）

③ 委任状（様式 7：1 部）

④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

ク ① 法人登記簿謄本（1 部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・ 個人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・常時雇用労働者数が40.0人未満の事業者は、「障がい者雇用状況報告書（様式第11号）」を提出してください。
- (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 - ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類はカラー刷りとしてください。
 - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
 - エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトル名と提案団体名を記入してください。
 <記入例>「大阪産(もん)戦略的輸出促進事業(拡充分)(国内外競合と差別化できる、付加価値の高い農産品の輸出)」提案書
 株式会社〇〇（法人名）
 - オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
 - カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年3月27日（木） 午後2時から1時間程度

(2) 開催場所

現地とオンラインの併用で開催します。

【現地】

大阪府咲洲庁舎 44 階大会議室（住所：大阪市住之区南港北 1－14－16）

【オンライン】

オンライン会議システム Microsoft Teams

（申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp）宛てに、参加事業者名、参加者職・氏名、参加方法（現地、オンライン）、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に「【説明会申込み】大阪産（もん）戦略的輸出促進事業（拡充分）事業」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和7年3月25日（火） 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月3日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（電話：06-6210-9605 土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は流通対策室ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/moyo/o120110/000005.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※発表用のデータについては、令和7年4月25日（金）までに電子メール（アドレス：ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp）で提出してください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
輸出品目・ターゲット国の選定	提案された輸出品目・ターゲット国の選定手法が、具体的データ等に基づく有用なものであるか。	10点
新技術（鮮度保持技術）を用いた輸送試験	新技術の内容について具体的な提案がなされているか。	5点
	提案された鮮度保持技術が、幅広い品目に適用可能なものであり、かつ大阪府産農産物の長距離・長期間輸送の実現に資する技術であるか。また実証段階にある技術については、令和10年度までの商用化が見込めるものであるか。	10点
	輸送試験の内容について具体的な提案がなされているか。	5点
	提案された鮮度保持技術を用いた長距離・長期間輸送への適合性の検証方法は、大阪府産農産物の海外販路開拓に当たって効率的かつ適切な方法であるか。	10点
	提案された物流経路は実用的で、大阪府産農産物の海外販路開拓に当たって適した内容か。	5点
テストマーケティング	テストマーケティングの内容について具体的な提案がなされているか。	5点
	提案されたテストマーケティングの実施方法（調査対象者、調査項目及び調査方法等）が大阪府産農産物の海外販路開拓に当たって効率的かつ適切な方法であるか。	15点
業務遂行能力	事業実施可能な体制及び人員を備えているか。 安定的に業務を遂行できる経営状況か。	5点
	海外輸出・販路開拓に関する業務実績が示されており、その実績が本事業のクオリティの実現を期待できるものであるか。	5点
	事業を円滑に遂行できる全体スケジュールが提案されているか。	5点
障がい者雇用	常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
事業費縮減、価格点	経費の縮減に資する提案がされているか。	5点
	価格点の算定式 ・満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を流通対策室ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/moyo/o120110/000005.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案事業者の名称 * 申込順

③全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、原則、事業完了後とします。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

掲載 HP:https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html